

議案第91号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成28年5月26日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま
市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(設備の基準)			(設備の基準)		
第44条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。			第44条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。		
(1)～(6) [略]			(1)～(6) [略]		
(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のイからクまでの要件に該当するものであること。			(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のイからクまでの要件に該当するものであること。		
ア [略]			ア [略]		
イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるいずれかの施設又は設備が1以上設けられていること。			イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるいずれかの施設又は設備が1以上設けられていること。		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
2階	[略]		2階	[略]	
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3		避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3

		項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> を満たすものとする。） 2～4 [略]
3階	[略]	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> を満たすものとする。） 2・3 [略]
4階以上	[略]	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（ <u>階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。</u> ）を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> を満たすものとする。） 2・3 [略]

ウ～ク [略]

(職員)

		項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u> を満たすものとする。） 2～4 [略]
3階	[略]	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u> を満たすものとする。） 2・3 [略]
4階以上	[略]	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は <u>外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）</u> を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u> を満たすものとする。） 2・3 [略]

ウ～ク [略]

(職員)

第52条 [略]

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(6) [略]

(児童指導員の資格)

第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、市長が適当と認めたもの

(10) [略]

(児童自立支援専門員の資格)

第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

第52条 [略]

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校（学校教育法第1条に規定する小学校をいう。以下同じ。）、中学校（学校教育法第1条に規定する中学校をいう。以下同じ。）、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(6) [略]

(児童指導員の資格)

第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、市長が適当と認めたもの

(10) [略]

(児童自立支援専門員の資格)

第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。